平成19年度行政監査結果報告書「公園の整備及び維持管理について」

平成 20 年 4 月

杉並区監査委員

平成19年度 行政監査結果 「公園の整備及び維持管理について」

第1 監査の範囲

1 テーマ選定の趣旨

現在、杉並区内には、301 か所 529,969.62 ㎡の区が管理する公園・児童遊園(都市公園 245 か所 503,474.37 ㎡、児童遊園・緑地56 か所 26.495.25 ㎡)がある。

少子高齢化の進行や余暇時間の増加、団塊世代の大量退職といった社会構造の変化により、区民の公園への関心は高まってきている。

公園や緑地は、みどりの中で憩い、ふれあう場として、さらに、 都市景観や防災性向上の観点からも重要な役割を担っている。

また、杉並区では、平成 12 年度から「花咲かせ隊」、平成 16 年度から「すぎなみ公園育て組」事業を開始し、地域住民団体との協働を進めている。

一方で、騒音、犬の扱いといった利用者マナーや、ホームレスの問題など、また、全国的には公園遊具の事故件数の増加が報告されるなど、維持管理上の課題がある。

以上のことから、都市基盤の一つであり区民の憩いの場である 公園等が、区民が安全に楽しく利用しやすい場になっているか、 管理体制が十分に機能しているか等について検証することとした。

2 監査の視点

- (1)区民が利用しやすい環境が整備されているか。
- (2) 維持管理は適切に行われているか。
- (3) 施設及び遊具の整備・改修は計画的に行われているか。
- (4) 維持管理等に関する経費は適切か。
- (5) 地域住民等との協働は十分に行われているか。
- (6) 財産管理は適切に行われているか。
- (7) 占用等の許可は適正に行われているか。

- 3 監査の実施期間、対象部局及び方法等
- (1) 実施期間 平成 19 年 10 月 22 日~平成 20 年 3 月 24 日
- (2)対象部局都市整備部みどり公園課
- (3)監査の方法
 - ア 説明聴取 平成 19 年 12 月 12 日
 - イ 実地監査 平成 19 年 12 月 18 日、平成 20 年 1 月 9 日
 - ウ 事務局による資料調査平成 19 年 10 月 22 日~平成 20 年 3 月 24 日
 - 工 事務局による実地調査平成 19 年 11 月 13 日 ~ 平成 19 年 12 月 28 日

第2 監査対象の概要

1 監查対象

監査対象は、都市整備部みどり公園課が管理する公園(都市公園、児童遊園、緑地)301か所、遊び場 16か所、市民緑地 2か所である。(公園内に設置され公園と一体的に維持管理が行われている公衆便所を含む。)

2 設置状況

(1)設置根拠別

	,						
		設置	面積合計	根拠法令等			
		状況	(m^2)				
公	都市公園	245	503,474.37	都市公園法			
園	児童遊園	51	25,879.78	杉並区立公園条例			
八八	緑地	5	615.47				
	計	301	529,969.62				
遊び場		16	106,594.81	杉並区遊び場等の設置及び			
				管理に関する要綱			
市民緑地		2	2,112.40	都市緑地法、杉並区市民緑			
				地「いこいの森」の設置及			
				び管理に関する要綱			

平成 19 年 9 月 30 日現在。

(2)名称・規模別(公園)

= / 日 13 / 78 人	2 / 11 / 11 / 11 / 12 / 12 / 12 / 12 /							
名称・規模	内容	都市公園	児童 遊園 ・ 緑地	計				
まちかど公園	歩いていける最も身近な公園							
300 ~	で、小規模の空間ながら周辺の公							
1,000 m²	園と機能の分担をして街区公園	102	33	135				
	の役割を果たす。1 カ所あたり 660							
	m ² を標準面積とする。							
ふれあい公園	歩いていける身近な公園で近							
1,000 ~		0.4						
3,000 m ²	を目的とする。1 カ所あたり 1,500	61	2	63				
	㎡を標準面積とする。							
のびのび公園	もっぱら街区の居住者を対象							
3,000 ~	とする身近な公園で、集い、憩い							
10,000 m²	軽スポーツの場とする。誘致距離	13	0	13				
	250mとし、1カ所あたり 5,000 ㎡							
	を標準面積とする							
地域公園	地域内の各年齢層の日常野外							
10,000 ~	活動やレクリエーション活動の							
100,000 m²	場とし、豊かなみどりを享受する	7	0	7				
	とともに防災や景観の向上に資	/	U	7				
	するものとする。 7 つの地域ごと							
	に 1 ~ 2 カ所設置する。							
都市緑地	都市の自然的環境の保全、都市							
	景観の向上、都市防災の向上に資	56	20	76				
	するために設ける緑地で土地利	30	20	70				
	用と整合性をもたせ配置する。							
緑道	災害時の避難路の確保、都市生							
	活の安全性・快適性の確保を図る							
	ことを目的として住区相互を連	6	1	7				
	絡するように設けられる植栽帯							
	及び歩行者路を主体とする緑地。							
計		245	56	301				

平成 19 年 9 月 30 日現在。

杉並区みどりの基本計画による分類。

(3)地域別(公園)

施設\地域	井草	西荻	荻窪	阿佐谷	高円寺	高井戸	方南和泉
							和永
地域公園	1	0	1	1	2	2	0
m²	39,504	0	12,444	27,574	46,408	72,159	0
のびのび公園	0	2	2	3	1	2	2
m²	0.00	7,766	7,279	19,471	5,621	9,544	10,686
ふれあい公園	10	1	11	10	8	14	9
m²	17,365	2,480	16,840	15,232	13,829	24,863	18,216
まちかど公園	17	22	22	26	18	21	9
m²	10,563	11,684	13,303	12,848	8,691	12,466	5,285
都市緑地	3	9	9	11	13	21	10
m²	861	2,839	11,047	1,820	2,981	12,224	4,316
緑道	0	0	0	2	3	1	4
m²	0	0	0	3,227	8,715	11,265	23,244
公園・緑地	31	34	45	53	45	61	34
合計 m²	68,294	24,770	60,914	80,174	86,248	142,524	61,750

平成 19 年 4 月 1 日現在。

複数の地域に及ぶ緑道は、地域ごとに計上。

(4)公園数、面積の推移

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 19 年
	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	9月30日
公園数	296	296	299	300	301
公園面積	473,207	520,664	524,083	524,673	529,969

(5)23区との比較

	公園数	公園面積 (㎡)	区民一人当たりの公園面積(%)	
杉並区	306	980,136	1.83	2.88
23 区全体	5,674	38,054,977	4.48	6.13

平成 18 年 4 月 1 日現在。

特別区の統計 平成 18 年度版による。

都立公園、公団・公社等が設置する公園等を含む。

3 公園費の推移

	(4 113)						
		平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	
						(当初予算)	
公	園費	1, 985, 337	1, 776, 780	663, 536	3, 129, 347	3, 180, 992	
	公園維持管理	470, 153	490, 370	530, 548	591, 104	590, 203	
	公園事業	9,720	20,891	36, 699	55, 776	57,646	
	遊び場対策	26,641	29,501	32,453	53,921	66,670	
	地域公園整備	1, 305, 027	1, 204, 317	30,971	1,670,620	1,611,907	
	都市緑地整備	9,009	О	О	39, 405	О	
	ふれあい公園	97, 170	7,623	О	640,095	839, 157	
	整備						
	まちかど公園	7,891	О	О	O	О	
	整備						
	公園改修	59, 723	24,076	32,863	78, 423	15, 409	

(単位:千円)

平成 15~18 年度は決算数値で千円未満切り捨て。

4 計画等の策定状況

公園の整備及び維持管理に関する主な計画等は下記のとおり。

(1)杉並区まちづくり基本方針

ア 公園に関する現況と課題

公園・緑地の一人当たり面積が 23 区の中でも低い整備水準であり、オープンスペースも減少傾向にある。公園・緑地の充実をはじめ、オープンスペースを保全・活用していく必要があるとしている。

イ 公園・緑地についての基本的な考え方

不足している地域を中心に区立公園・緑地の整備、増設を引き続き進めるとともに、地域特性に応じて、個性的な公園づくりをはかり、地域のみどりやオープンスペースの核となる規模の大きな公園についても可能な限り整備していく。また、公園などの整備・改修、管理運営にあたっては、地域住民の積極的な参画と協働を求めていくとしている。

(2)みどりの基本計画

アー目標年次

当面の目標年次は平成30年としている。

イ 公園緑地の目標

公園緑地の目標は、都市公園法にいう市街地特例の水準である5m²/人を長期的に目指すとしている。

ウ 公園計画目標の内訳

(単位: ha)

	現況(平成 14 年)	平成 30 年	
		(当面の目標年次)	
区整備の公園	47.2	99.3	
都整備の公園	44.7	130.7	
合計	91.9	230.0	
一人当たりの面積	1.8 ㎡ / 人	5.0 m² / 人	

一人当たり面積は、都立公園を含む。

エ 公園等の施策の内容

- ・地域公園の整備
- ・身近な公園等の整備
- ・個性的な公園の整備
- ・公園等のリフレッシュ
- ・都立公園の整備の要請

(3)杉並区実施計画(平成20~22年度)

ア 公園づくりに関する目標

公園づくりの目標として以下の2項目が掲げられている。

「公園や広場などに満足している区民の割合を平成 22 年度までに 80%以上に引き上げます。」

「区民一人当たりの公園・緑地面積を平成 22 年度までに 1.96 ㎡に引き上げます。【平成 18 年度 1.83 ㎡】」

(一人当たり面積は、都立公園を含む。)

イ 事業内容(20~22年度)

地域公園の整備

桃井三丁目にみどりの豊かさと防災機能を兼ね備えた(仮称)桃井中央公園を整備する。

身近な公園の整備

身近な公園の整備を進めるとともに、既設公園緑地を再整備することにより、地域に密着したより区民に愛される魅力ある公園を創出する。また、老朽化した施設を改修し、子供から高齢者まで区民が安全・安心に利用できる公園にしていく。

(4)都市計画公園・緑地の整備の方針

「水と緑がネットワークされた風格都市・東京」を実現するため、みどりの拠点や軸の中核となる都市計画公園・緑地の計画的、効率的な整備の促進を目指して東京都、特別区、市、町が共同で平成 18 年 3 月に策定したもの。

ア 検討対象区域

事業化計画の検討対象区域は、都市計画公園・緑地の計画 決定面積 10,600ha のうち、供用済み(4,400ha)と整備を要 しない区域(河川水面など3,600ha)を除いた2,600haである。

イ 重点公園・緑地、優先整備区域の選定

未供用区域のある都市計画公園・緑地について、重要性・ 効率性の観点から 2015 年(平成 27 年)までの 10 年間に優先的 に整備に着手する予定の「重点公園・緑地」172 箇所を選定 し、その中で「優先整備区域」453.84ha を設定した。

ウ区内の選定状況

杉並区内の重点公園・緑地、優先整備区域は、都事業が 4 か所 129,500 ㎡、区事業が 3 か所 45,900 ㎡である。

(5)杉並区公園維持管理指針

公園維持管理の方向を示す指針として、平成15年4月に 策定された。施設の安全確保、各施設の維持管理の考え方な どについて、計画性やあり方といった視点からまとめられて いる。

第3 監査の結果

今回、監査のテーマとした公園の整備及び維持管理について、 説明聴取、実地監査、資料調査及び実地調査を行った結果、お おむね適正に執行されていると認められたが、一部に検討すべ き事項が見受けられた。調査結果及び検討すべき事項は以下の とおりである。

1「区民が利用しやすい環境が整備されているか」について

(1)施設のバリアフリー化

公園の新設、改修にあたっては、平成7年4月に施行された東京都福祉のまちづくり条例などに基づいてバリアフリー化が進められている。

出入口の段差についてはほぼ全ての公園で最低 1 か所の改修が行われているが、園路、傾斜路、排水溝、水飲み、便所などについては、現在必要とされる基準を満たしていないものが多数ある。

障害者、高齢者を含むすべての人にとって、快適で利用しやすい公園の実現を図るため、施設のバリアフリー化を一層すすめられたい。

(2)開発行為等による提供公園の協議

開発行為等に伴って提供を受ける公園緑地については設計協議が行われているが、一部に車椅子利用者への配慮に欠ける施設が見受けられた。

設計段階から移管を受けるまで、事業者との十分な協議、必要な指導を行い、利用に不都合が生じないよう努められたい。

(3)利用者層拡大への対応

公園は多くの区民が利用する施設であり、とくに最近では少子高齢化の進行に伴って、運動や散歩を楽しむなど中高年の公園利用が高まっている。

こうした利用者層の拡大に対応していくため、従来の子供を対象とした遊具などのほか、高齢者向けの健康遊具の設置や利用者の緊急時を想定した A E D (自動体外式除細動器)の配置など、利用者層の変化に対応した施設整備についても検討を要

すると思われる。

公園の利用者層拡大への対応を図るため、多様な施設の整備 についても検討を図られたい。

(4)ホームページによる情報提供

ア遊び場の情報提供

区公式ホームページに、区立公園の基本情報、詳細情報及び写真が掲載され、充実した情報提供がなされている。

しかし、遊び場については、桃井原っぱ広場を除き掲載されていない。遊び場は永続性がある施設ではないが、現在開設されている遊び場の多くは 20 年以上にわたり利用されているものである。平成 19 年 7 月に開設された大規模な遊び場もある。

遊び場についても、広く周知してその利用が図られるようホームページへの掲載について検討されたい。

イ ホームページ情報の更新

最近改修された公園について、ホームページに掲載されている写真情報などが更新されていないものが見受けられた。

区政に関する情報提供にあたっては、常に正確な情報を提供することが不可欠であり、ホームページに掲載している情報に変更が生じたときは、速やかな情報更新に努められたい。

2「維持管理は適切に行われているか」について

(1)園地・便所の清掃

ア 園路及び広場の清掃

園路及び広場の清掃は、おおむね良好に行われていたが、駅や商店街に近い公園の一部では、ごみ・煙草の吸殻など、ごみが多い状況が見られた。

平成 19 年度の清掃予定及び実施状況をみると、公園規模・季節によって清掃回数を数パターンに区分しているが、さらに実態に合わせた清掃が行われるよう努められたい。

イ 植栽内の清掃

植栽内に空き缶・レジ袋などのごみが目立つ公園があった

ので、清掃の重点化や請負業者への指導などを検討されたい。

ウ 便所の清掃

便所の清掃は、おおむね良好に行われていた。

エ清掃周知板の記載

清掃周知板に業者名、清掃完了日、次回予定日が記載されていないもの、記載されていても次回予定日から相当な期間を経過しているものが多数あった。

清掃完了後、清掃完了日と次回予定日を清掃周知板に記載することは、清掃業務契約の仕様書に明記されているものである。また、公園利用者に清掃が行われていないという印象を与えかねない。

適正な表示が行われているか把握できる体制を整えるとと もに、請負業者への指導を徹底されたい。

オ 家庭ごみ、粗大ごみ

一部公園では、ごみ袋などの家庭ごみ、パイプベッド、椅子などの粗大ごみが捨てられていたが、長期間放置されているとみられるものはなく、巡回などによって適切に対応されていると思われた。

(2)植栽、花壇等の維持管理

植栽、花壇等の維持管理は、おおむね良好に行われていた。

(3)遊具その他施設の安全性確保

ア 遊具の安全管理

(ア)遊具の機能に関する安全管理

平成 17 年度に業者委託した遊具安全点検委託、毎年の定期点 検及び日常点検に基づいて、補修、部品交換、改修工事、撤去 工事などが行われ、対応が順次進められている。

(イ)遊具の利用に関する安全管理

遊具の対象年齢や使用方法についての説明が新しい遊具などを除き無かった。

最近、他自治体において、中学生が幼児・小学校低学年向 けスプリング遊具で遊んでいたところ、スプリング部分が根 元から折れて、軽傷を負った事故が発生している。

また、区内の公園においても、対象年齢と異なる利用が散見される。

事故発生を未然に防ぐため、遊具に対象年齢や利用方法を明示するなど、利用者への周知について検討されたい。

イ 球戯場の安全管理

球戯場のネットフェンスの一部に破れているところがみられた。ネットフェンスの破れは、ボールの飛び出しに伴う事故につながりかねない。日常点検による速やかな不具合の発見及び補修に一層努められたい。

(4)砂場の清掃及び衛生管理

砂場ネットが一部外れていたり、ネットと砂との空間が無いなど、機能が十分に発揮されていないものがみられた。目的・取扱方法を利用者に周知するなど、有効に機能するよう努められたい。また、砂場ネット以外の多様な方法についても検討されたい。

(5)ベンチ等の維持管理

木材が腐食して固定金具が露出していたもの、背もたれが曲がっていたもの、鳥糞などで汚れていたもの、ペンキ塗装が剥離して触れると古い塗装が付着するものなど、利用に支障があるベンチがみられた。

また、木材が腐食し、苔、雑草が生えているテーブル、甲板が一部無く甲板を支持する角材が露出しているテーブルがあった。

ベンチ等は、公園利用者の休息など利用上重要な施設であり、 常に気持ちよく利用できるよう、破損などについては速やかに 補修するとともに、計画的な維持管理に努められたい。

(6)自転車などの放置対策

一部公園で利用者以外のものと思われる自転車、原動機付自 転車、自動二輪車が放置されていた。

利用者以外の自転車等によって、利用者の施設利用が制限されたり、利用者に危険を及ぼすことのないよう努力されたい。

(7)案内・注意板等の表示

組織改正前の名称や現在使用されていない電話番号が表示されているなど表示内容が現状と異なるもの、破損など修理を要するもの、経年変化により判読困難なものが多数あった。

表示内容が現状と異なるもの、破損しているものなどは、必要な処置を講じられたい。また、経年変化による判読困難なものが生じないよう、計画的な維持管理が行われるよう努められたい。

(8)施設への落書き

全体的には施設への落書きは少なかったが、一部公園で遊具に多数の落書きがあった。

落書きは、利用者に不快感を与え、放置すれば新たな落書きなどを誘発する要因になりかねないものであり、速やかな除去に努められたい。

(9)公園に接する道路

ア ごみ集積所

公園に接する道路に設けられたごみ集積所のため、公園利用者、近隣住民の通行に支障を生じている公園があったので、関係部門とも協力し、適切な方策を講じられたい。

イ 公園に接する道路の不法占用

公園に接する道路に、植木鉢、近隣商店の商品が置かれていた。公園利用者、近隣住民の通行の妨げとなり、交通事故の危険があるので、道路管理者との連絡体制を強化して撤去に努められたい。

3 「施設及び遊具の整備・改修は計画的に行われているか」に ついて

(1)みどりの基本計画における公園緑地の目標

みどりの基本計画の公園緑地の目標は、都市公園法にいう市街地特例の水準である一人当たり 5 ㎡を長期的に目指すとして、整備目標の内訳が示されている。

この目標を達成するためには、区整備の公園を 52.1ha 整備して現況(平成 14 年 4 月 1 日)の約 2.1 倍に、都整備の公園を86ha 整備して同約 2.9 倍にする必要がある。

平成 19 年 11 月に改定された杉並区実施計画によると、平成 20~22 年度に計画されているのは、地域公園である(仮称)桃井中央公園及び身近な公園の整備 13 園であり、平成 13~22 年度までの計画は、地域公園 2 園 83,458.3 ㎡及び身近な公園の整備 27 園 43,000 ㎡、合計 126,458.3 ㎡(約 12.6ha)である。

また、都市計画公園・緑地の整備の方針の中で、東京都が杉並区内において 2015 年(平成 27 年)までの 10 年間に優先的に整備に着手する予定の「重点公園・緑地」は、合計 129,500 ㎡(約 13ha)である。

みどりの基本計画において長期的に目指すとしている公園緑地の目標は、実現可能な目標として設定されるその他の計画における目標とは性格が異なるものではあるが、見直しにあたっては、関連計画との整合性にも配慮されたい。

(2)実施計画における目標

実施計画において、「公園や広場に満足している区民の割合を 平成 22 年度までに 80%以上に引き上げます。」との目標が掲げ られている。

過去の区民意向調査では、「良い」と「まあ良い」とを合計した割合は、平成 14 年度 63.1%、15・16 年度が 67.4%、17年度 65.9%、18 年度 67.0%であり、ほぼ横ばいであるといえる。

一方、平成 22 年度までの計画内容は、過去の事業の延長線上にあるものと考えられ、目標に見合う新規事業などは見当たらない。

実施計画に掲げた計画目標は、満足度を 13% 上昇させるという高い目標であり、どのように満足度を上昇させていくのか、具体的な方策を検討しておくことが必要である。

(3)要望対応状況の管理及び活用

平成 18 年度、みどり公園課には、直接寄せられた要望 1,758件、区政相談課経由の意見要望 114件(要回答分)と、非常に多くの意見要望が寄せられ、その対応には多大な時間と労力が費やされている。

しかし、受付部署によって整理方法が異なり、全体として要望内容が集約されていないため、情報の活用がはかりにくい状況であった。全ての要望を一元的に集計・管理し、要望内容別、公園別などの情報を蓄積することによって、今後の維持管理に役立てられるよう検討されたい。

4「維持管理等に関する経費は適切か」について

平成 19 年度における公園の維持管理業務の委託状況について、調査票による資料提出を求めたところ、清掃、樹木管理などの維持管理について 60 件の業務委託が行われていた。この中から、一部の業務を抽出し、起案書、契約書、履行確認書などの提示を求め、契約状況、業務の実施及び履行確認状況について調査を行った。

(1)清掃業務請負

平成 19 年度清掃業務は、区内を 6 地域に分けて発注したブロック清掃 6 件、障害者団体に発注したもの 12 件、社団法人シルバー人材センターに発注したもの 1 件など、合計 21 件の契約に基づいて行われている。

ア 各ブロック公園等清掃業務請負

(ア) 契約方法

6 件のブロック清掃は、いずれも前年度は競争入札が行われていたが、平成 19 年度は見積競争による随意契約に変更された。契約締結の手続きは、いずれも政策経営部経理課において行われたものであるが、契約単価の上昇傾向が見られ、契約の相手方は 6 件とも前年度と同一業者であった。

平成 19 年度の業務実施状況をみると、清掃回数などの変動はほとんどなく、ごみ収集運搬を除いて契約の原則である総額契約として発注することも可能と考えられる。また、単価契約であっても、樹木管理委託、除草請負などでは競争入札が行われている。

ブロック清掃業務の19年度予定支出額は6件合計で1億4 千万円を超えており、経理課とも協議して競争入札について 検討されたい。

(イ)履行確認

清掃業務請負契約の履行確認は報告書及び写真帳によって行われているが、写真は公園毎に各1日分のみであり、清掃作業報告書は公園ごとの清掃実施日に「済」などの表示がされているのみで、清掃の順番、清掃実施時間、個別事項(公園育て組の実施した公園ごみの収集、簡易な便所内落書きの除去など)の実施状況その他の特記事項の記載は無く、毎回の履行状況が把握できる内容となっていない。

公園の清掃業務請負契約は、建物清掃やその他委託業務に 比べ履行状況の把握が難しいとはいえ、履行に関する報告書 の充実や臨時の現地確認など、より確実な履行確認が行われ るよう改善を図られたい。

(2)樹木管理委託

平成 19 年度の樹木管理委託業務は、地域別の公園等樹木管理委託(単価契約)5 件など、合計8 件の契約に基づいて行われている。契約は、いずれも競争入札に基づいて行われ、契約金額の合計は約1億1.067 万円となっている。

業務の指示は指示書によって行われ、履行確認は報告書類、施行写真によって行われていた。施行写真は作業ごとに提出されており、履行内容の確認が可能なものであった。

(3)害虫駆除委託

害虫駆除委託の契約は競争入札に基づいて行われていた。 基本的には、区の直営作業による焼却駆除等が行われ、止むを得ない場合に限り委託契約に基づく薬剤散布が実施されている。

(4)砂場衛生管理請負

平成 19 年度の契約関係書類をみると、公園に設置された砂場 236 か所のうち、211 か所の砂場について実施されていた。 契約金額は約 146 万円である。

アー施行状況

作業日報及び写真をみたところ、多くの不純物が報告されており、現在の施行状況で十分かについては検討されたい。

(5)安全パトロール業務委託

区立公園パトロールは、安全・安心のまちづくりのための 安全パトロール業務委託の一部として警備会社に委託し、午 後8時から翌日午前6時まで毎日行われている。

みどり公園課分の 19 年度契約金額は、4,160 万円余である。 パトロールの体制は、2 名が従事する車両 3 台を基本とし、 7 月から 9 月は 4 台、 12 月から 2 月は 2 台となっている。

業務内容は、不適正利用等の指導を行うためのパトロール となっている。

業務報告書をみたところ、公園での寝泊り・花火などの禁止行為、楽器演奏など迷惑行為、サッカーなど危険行為に対する指導のほか、一部球戯場の夜間閉鎖のための施錠及び開錠、照明・便所など施設の異常、放置自転車の状況も報告されていた。

ア業務内容及び記録方法

巡回地域及び巡回種別(拠点・重点)の違いはあるが、指導を行った記録が多数ある車両と、ほとんどない車両とがみられ、指導及び報告方法の一部に車両による差異があると思われるものもあった。業務内容の詳細や記録方法の標準を示すなど、より効率的に業務が実施されるよう検討されたい。

5「地域住民等との協働は十分に行われているか」について

(1)花咲かせ隊

公園内に花とみどりを増やし、地域環境の向上を目的として、平成 12 年度から実施されている。公園内に約 4 ㎡の花壇を設け、花材の提供(年 3 回)などを区が行い、住民団体である花咲かせ隊が公園利用者を楽しませるような花壇づくりを行っている。現在 106 団体が活動している。

ア参加団体数の検討

花咲かせ隊は、活動団体数が平成 22 年度目標値である 100 団体をすでに超えている。調査時点においては、新規参加の受け入れが困難になっているとのことであった。参加団体数を増やせるよう、協働の推進に向けた今後の事業の計画及び

実施方法について検討されたい。

(2) すぎなみ公園育て組

地域の団体が清掃、植栽の手入れなどを行うことによって、 利用モラルの向上や、地域に愛され親しまれる公園にしてい くことを目的として、平成16年度から実施されている。

活動内容は、清掃活動、施設点検活動などの中から団体が選択している。活動頻度は月1回以上となっているが、毎日のように活動している団体もある。区は清掃用具などの支給・貸与やボランティア保険の加入費用を助成している。

ア 活動報告書の見直し

すぎなみ公園育て組の活動報告書は内容が詳細であるため、営利企業とは組織の性格が異なる団体にとって作成が負担になっていると思われる。報告書として必要な情報を整理し、区、参加団体ともに効率的に事務が行われるよう見直しを検討されたい。

(3)町会・自治会の協力

地域の住民団体である町会・自治会の協力は、公園管理に欠かすことが出来ない重要なものである。

区は町会・自治会に区政協力委託費として、「公園、街頭消火器等公共設備、備品等の損壊通報」等を委託しているが、今後さらに区民生活部地域課との連携、必要な情報提供に努められたい。

6 「財産管理は適切に行われているか」について

(1)都市公園台帳の管理

都市公園台帳は、区内で最初に開設された公園から平成9年度に供用開始された公園までは、簿冊に綴られた台帳として管理され、平成10年度以降に供用開始された公園については、パソコンを使用して公園ごとの個別ファイルを作成し、従来の紙台帳に代えて電子ファイル上に管理されている。

ア 都市公園台帳の作成、訂正事務

平成 17 年度以降に供用開始された公園については、台帳の

一部が作成中であった。また、改修工事などに伴う記載事項 の訂正が行われていないものもあった。

都市公園台帳は、法令によって作成、保管及び記載事項の 訂正が義務付けられているものであり、財産管理上も土地及 び施設の状況を常に正確に記録しておく必要があり、速やか な整備に努められたい。

7 「占用等の許可は適正に行われているか」について

都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けることとされており、公園管理者は、許可申請が法令の定めに該当する場合に限り許可を与えることができる。占用の期間は 10 年を超えない範囲とされ更新することができる。

(1)占用許可物件の継続手続き

都市公園法第6条第4項の規定により、都市公園の占用の期間は 10 年を超えない範囲内において政令で定める期間をこえることができないとされている。したがって、許可された期間を超えて都市公園を占用しようとする場合は、継続の許可が必要になる。しかしながら、占用の期間が満了していたにも関わらず、継続申請が行われず、占用許可手続きが遅延していたものが見受けられた。

必要な手続きが遅延することがないよう、占用許可の状況 を適切に管理するよう努められたい。

(2)仮設工作物の占用許可

占用物件に係る制限について、都市公園法及び同法施行令は、都市公園に設けることが出来る施設を限定的に列挙していたが、「仮設の占用物件までを法令で限定的に列挙することは、地域のニーズに速やかに対応することが困難な場合もある」ため、平成15年3月に施行令が改正され、一定の条件はあるが、地方公共団体の条例により仮設の物件又は施設の占用物件への追加が可能となった。

今後の占用許可にあたっては、このような占用物件への追加を含め、地域のニーズに対応した的確な取り扱いに配慮されたい。

第4 総括意見

杉並区の公園整備は昭和12年の荻窪公園の開設に始まったが、昭和40年 代から本格的に整備が行われ、現在301箇所の公園・児童遊園が整備されている。

区では平成16年10月に「杉並区21世紀ビジョン」(基本構想)の実現に向けて基本計画と実施計画からなる「すぎなみ五つ星プラン」を策定し、その後、実施計画については平成19年11月に改定して平成20年~22年度の新たな計画を策定している。

この実施計画をみると、大規模公園の整備や身近な公園の整備、既存公園の機能維持や特色ある公園への改修、また、区民との協働による公園づくりの推進等の事業や方針が示されている。経費としては平成20年度~22年度の計で「地域公園の整備」に52億1千万円、「身近な公園の整備」に32億3千万円が計上されている。これは、全体の計画事業費643億1千2百万円の13.1%にあたり、公園整備事業が大きな位置を占めていることがわかる。

公園は、道路や上下水道などと並ぶ基本的な都市基盤の一つであり、その整備状況は、杉並区のように高密度な住宅都市においては特に、生活の快適性に大きく影響する。その意味で、杉並区が公園整備事業に力を入れていることを高く評価するものである。

日常的な維持管理業務においても、全体としては良好に管理されているといえる。今回の行政監査における実地調査においても、楽しげに公園を利用する 多くの区民を目にすることができた。

とはいえ、問題点が皆無ということではない。監査の視点に即した個々の改善すべき点については、「第3 監査の結果」に示したとおりであり、今後、一層の努力を求めるものである。

なお、全体を通じた意見は以下のとおりである。

公園整備事業に力を入れていることは高く評価するところであるが、長期的な公園整備目標が不鮮明である。大規模な都市計画公園の整備主体が東京都であること、用地買収が長期的な計画とはなじみにくいこと、都市公園法が定める公園緑地の目標と実際の整備状況とのギャップが大きすぎることなど、やむをえない面が多いことは理解できるところであるが、事業規模などから見て不適切な印象はぬぐえない。計画によって対象とする公園・緑地等の範囲が異なることも混乱の一因になっている。「公園や広場に満足している区民の割合」を高める方策も含めて、早期に検討することが望ましい。

社会状況の変化の中で区民ニーズはますます多様化している。以前はほとんどが子供の遊び場的な造りだった公園も、それぞれに個性を持たせた整備

が進められるようになってきているが、今後はなお一層、高齢者や子育て世代など、対象を絞り込んだ公園造り、また、複数の公園を合わせた面的な観点なども含めて、例えば地域ごとの花木の設定など、個性を強め、特徴を持った多様な公園の整備が必要と思われる。これらの観点を踏まえた公園改修事業の強化・促進を検討されたい。なお、ペットを連れての利用や火の使用などについては、公園の規模や種類、地域の状況などを勘案して、より柔軟に対応できるように検討されることが望ましい。

公園便所・遊び場便所等の清掃は民間事業化提案制度により平成20年度からモデル事業が実施される予定となっているが、今後、他の事業や作業においても幅広く委託化や指定管理者制度の導入等が図られるよう検討されたい。

「花咲かせ隊」など区民との協働については、一定の成果を上げているが、より多くの区民が参加できるしくみや、苗等の持ち込み方法など、より効果的に協働が拡大できるよう、一層の工夫が望まれる。いやしくも、区側の対応が間に合わないために、区民の協働の意欲を削ぐことなどのないように留意されたい。なお、職員数が数年前から暫定的に増員されているが、当面、積極的な活用を図るとともに、今後はスマートすぎなみ計画に沿い、委託化等により職員の削減に努められたい。

来年度以降、公会計制度の導入に伴って、資産の正確な把握等が必要となってくる。区が管理する公園面積は広大であり、区の資産のかなりの部分を占めると予想される。公園台帳はその重要な資料となるものであり、速やかな整備をされたい。

今後、公園が区民にとって安心安全で、こころのうるおう快適な空間となる ことを目指して、一層の努力をされることを期待する。